

2026年7月1日

各位

会社名 太洋物産株式会社
 代表者名 代表取締役社長 松島 伸介
 (コード番号：9941 東証スタンダード)
 問合せ先 総務部部长 井坂 勇登
 電話：03-5946-8000

**(開示事項の経過) 第三者割当による第6回新株予約権
 (行使価額修正選択権付き) 発行の払込完了に関するお知らせ**

当社は、2026年4月24日開催の当社取締役会において決議し、2026年6月30日開催の当社臨時株主総会において承認されました、第三者割当による第6回新株予約権の発行（以下「本新株予約権」といい、本新株予約権による資金調達を「本第三者割当増資」といいます。）に関し、本日、払込手続が完了いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

<本第三者割当増資の概要>

(1) 割当日	2026年7月1日
(2) 新株予約権の総数	25,000個
(3) 発行価額	総額 37,425,000円（新株予約権1個あたり1,498円）
(4) 当該発行による潜在株式数	2,500,000株（新株予約権1個につき100株） 下限行使価額は675円ですが、下限行使価額においても潜在株式は、2,500,000株です。
(5) 資金調達の額	3,074,925,000円 (内訳) 新株予約権発行分 37,425,000円 新株予約権行使分 3,037,500,000円 上記資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。なお、全ての本新株予約権が下限行使価額で行使されたと仮定した場合の資金調達の額は1,724,925,000円です。

<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額 1,215 円</p> <p>当社は割当日より 6 ヶ月経過後（2027 年 1 月 2 日）以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。（なお、前回の行使価額修正通知を行ってから 12 ヶ月（1 年間）が経過していない場合には行使価格の修正ができないこととします。）当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の 10 取引日目（又は当社と本新株予約権者が合意するそれより短い日）以降、本新株予約権の発行要項（以下、「本発行要項」といいます。）第 12 項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正されます。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含む。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとし、</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、本発行要項第 16 項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいいます。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本発行要項に従って調整されることがあります。なお、以下に該当する場合には、当社にかかる取締役会決議及び通知を行う事ができないものとし、</p> <p>①金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項に従って公表されていないものが存在する場合</p> <p>②前回の行使価額修正通知を行ってから 12 ヶ月（1 年間）が経過していない場合</p>
<p>(7) 募集又は割当方法（割当先含む。）</p>	<p>第三者割当による方法により、ORCHID PLUS PTE. LTD. に 10,000 個（潜在株式数 1,000,000 株）、KAY LEO BROTHERSLIMITED に 10,000 個（潜在株式数 1,000,000 株）、株式会社エビス商事に 2,500 個（潜在株式数 250,000 株）、エスクリプトエナジー株式会社に 2,500 個（潜在株式数 250,000 株）をそれぞれ割り当てます。</p>
<p>(8) その他</p>	<p>①譲渡制限</p> <p>本買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。</p> <p>②その他</p> <p>前記各号においては、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生、金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び本臨時株主総会にて本第三者割当に係る議案の承認及び本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としています。</p>

以 上